

女性の活躍に関する情報公表

公表日：令和6年6月30日

- ・ 役付職員にある者に占める女性職員の割合（基準日：令和6年3月31日）

67.6%

（備考） 役付職員とは、主任～課長補佐にある者

- ・ 男性職員と女性職員の賃金の差

職員区分	男性職員と女性職員の賃金の差 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全職員	90.0%
総合・地域職員、再雇用職員	97.9%
嘱託職員（フルタイム・短時間）	94.9%

（備考）

- ・ 対象期間は令和5年度（2023年4月1日～2024年3月31日まで）
- ・ 賃金は基本給（給料）、各種手当（通勤手当や時間外勤務・夜間勤務等に対する手当を含む。）及び賞与を含み、退職手当は除く。
- ・ 短時間嘱託職員については、フルタイム職員の所定労働時間（1週40時間）で換算した人数を基に平均賃金を算出し、比較している。

（説明）

- ・ 当法人では、給与に関する規程に基づき、業務内容、経験、責任の程度等に応じた賃金制度を整備しています。

- ・ 職員一人当たりの残業時間

1月当たり平均5.2時間（派遣社員を除く。）